

光薫寺ビハーラデイサービスセンター通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉光薫福祉会（以下、本会）が開設する指定通所介護事業所及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業は、老人福祉法第5条の2に規定する厚生労働省令で定める施設（特別養護老人ホーム等）又は同法第20条の2の規定に基づく老人福祉施設として、在宅老人の通所による各種のサービスを提供し、老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、前条の目的を達成するために、要介護者又は要支援者（以下、利用者）が、入浴及び食事の提供その他の日常生活の世話や機能訓練を受け、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 光薫寺ビハーラデイサービスセンター
- (2) 所在地 福岡市東区蒲田5-7-1

(職 員)

第4条 光薫寺ビハーラデイサービスセンター（以下、本所）に勤務する職員職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 看護職員 2名以上
- (4) 介護職員 6名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

(職員の職務の内容)

第5条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、本会の生活相談員その他の従事者の管理、本事業の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用申込みに係る調整、介護職員等に対する技術指導、通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 看護職員は、利用者の保健衛生に留意し健康管理を行う。
- (4) 介護職員は、利用者への介護を含むサービスの実践に努める。
- (5) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じた機能訓練や生活機能向上を目的とした訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年1月1日まで

を除く。

- (2) 営業時間は、8時30分から19時30分とする。
- (3) サービス時間は、9時30分から18時40分までとする。

(利用定員)

第7条 本所の利用定員は次のとおりとする。

併設型通所介護事業 35名

(サービスの内容)

第8条 本所のサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 基本事業 ア 生活介護 イ 日常動作訓練 ウ 養護
 エ 家族介護者教室 オ 健康チェック カ 送迎
 キ 個別機能訓練 ク 栄養マネジメント ケ 口腔機能向上
- (2) 通所事業 ア 入浴サービス イ 給食サービス
- (3) サービス提供の場所：光薫寺ビハーラ1階部分

(利用料金等)

第9条 本所の利用料の額は次のとおりとする。(別表)

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その費用の1割、2割もしくは3割とする
- (2) 食費 500円
- (3) その他レクリエーション、工作等必要なもの(実費)
- (4) 自費用 4,500円(1日) 入浴 500円(1回)

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施範囲は、福岡市東区、糟屋郡粕屋町、糟屋郡久山町、糟屋郡篠栗町とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 管理者は、サービス利用にあたって次の各号に該当する利用者に対し、施設利用を一時停止させることができる。

- (1) 疾病等により、医療機関に入院して治療をうける必要がある者
- (2) 伝染病疾患有し、他に伝染させるおそれがある者
- (3) 他に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者

(緊急時・事故発生時における対応方法)

第12条 管理者は、利用者等の容態が急変、その他緊急事態や事故が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、主治医、関係医療機関、担当ケアマネジャーに連絡し、適切な処置を行う。

(非常災害の対策)

第13条 管理者は、非常災害の対策として、防火管理規定に掲げる事項を行わなければならぬ。

- (1) 消火器、消火栓等の消火設備、非常口等の避難の設備、非常ベル等の警報設備を設け、

常にこれらの設備を整備しておくこと。

(2) 常に所轄消防機関との連携を密にし、避難、救出及び消火に関する訓練を年3回以上実施すること。

(3) 管理者は、風水雪害等天災事変の場合、利用者の安全を期するため本所を閉鎖することができる。この場合電話等で利用者各人にその旨連絡し、苦情がないよう対応する。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

4 本事業は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のための措置を講じるものとする。

5 本事業は、自然災害の発生や感染症びまんの対策とし、業務を継続的に行うことができるよう、業務継続計画の策定を行う。

6 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が定める。

(附 則)

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成15年4月1日から施行する。

この規程は平成17年4月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成27年8月1日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

(別表) サービス利用料金

(1) 通所介護

ア. 基本サービス(日額)

(単価 10.45 円)

内 容	利用時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位	4~5 時間	388	444	502	560	617
	6~7 時間	548	689	796	901	1,008
	7~8 時間	658	777	900	1,023	1,148
サービス 利用料金	4~5 時間	4,054 円	4,639 円	5,245 円	5,852 円	6,447 円
	6~7 時間	6,102 円	7,200 円	8,318 円	9,415 円	10,533 円
	7~8 時間	6,876 円	8,119 円	9,405 円	10,690 円	11,996 円
利用者 負担金	4~5 時間	406 円	464 円	525 円	586 円	645 円
	6~7 時間	611 円	720 円	832 円	942 円	1,054 円
	7~8 時間	688 円	812 円	941 円	1,069 円	1,200 円

イ. 各種加算(日額)

加算項目	入浴費用	個別機能訓練加算 (I) イ	個別機能訓練加算 (I) 口	口腔機能向上 I	
単位	40	56	76	150	
サービス利用 料金	418 円	585 円	794 円	1,567 円	
利用者 負担金	42 円	59 円	80 円	157 円	
食費			450 円 (1 食)		

加算項目	サービス提供強化 加算 (I)	ADL 維持加算 (I)	ADL 維持加算 (II)	科学的介護推進体制加 算	
単位	22	30 (月)	60 (月)	40 (月)	
サービス利用 料金	229 円	313 円	627 円	418 円	
利用者 負担金	23 円	32 円	63 円	42 円	

※介護保険負担割合によって 1 割負担、2 割、3 割負担となります。

・介護職員待遇改善加算 (I) = 所定単位 (1 月にかかる介護保険総単位) × 92/1000

光薫寺ビハーラデイサービスセンター生活支援型通所サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉光薫福祉会（以下、本会）が開設する指定通所介護事業所及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業は、老人福祉法第5条の2に規定する厚生労働省令で定める施設（特別養護老人ホーム等）又は同法第20条の2の規定に基づく老人福祉施設として、在宅老人の通所による各種のサービスを提供し、老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、前条の目的を達成するために、要介護者又は要支援者（以下、利用者）が、入浴及び食事の提供その他の日常生活の世話や機能訓練を受け、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 光薫寺ビハーラデイサービスセンター
- (2) 所在地 福岡市東区蒲田5-7-1

(職 員)

第4条 光薫寺ビハーラデイサービスセンター（以下、本所）に勤務する職員職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 2名以上
- (3) 看護職員 2名以上
- (4) 介護職員 6名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

(職員の職務の内容)

第5条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、本会の生活相談員その他の従事者の管理、本事業の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用申込みに係る調整、介護職員等に対する技術指導、日課計画書の作成等を行う。
- (3) 看護職員は、利用者の保健衛生に留意し健康管理を行う。
- (4) 介護職員は、利用者への介護を含むサービスの実践に努める。
- (5) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じた機能訓練や生活機能向上を目的とした訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年1月1日までを除く。

- (2) 営業時間は、8時30分から19時30分とする。
- (3) サービス時間は、9時30分から18時40分までとする。

(利用定員)

第7条 本所の利用定員は次のとおりとする。

生活支援型通所サービス 5名

(サービスの内容)

第8条 本所のサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 基本事業 ア 生活介護 イ 日常動作訓練 ウ 養護
エ 家族介護者教室 オ 健康チェック カ 送迎
キ 個別機能訓練 ク 栄養マネジメント ケ 口腔機能向上
- (2) 通所事業 ア 入浴サービス イ 給食サービス
- (3) サービス提供の場所：光薰寺ビハーラ1階部分

(利用料金等)

第9条 本所の利用料の額は次のとおりとする。(別表)

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その費用の1割、2割もしくは3割とする
- (2) 食費 500円
- (3) その他レクリエーション、工作等必要なもの(実費)
- (4) 自費利用 4,500円(1日) 入浴 500円(1回)

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施範囲は、福岡市東区。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 管理者は、サービス利用にあたって次の各号に該当する利用者に対し、施設利用を一時停止させることができる。

- (1) 疾病等により、医療機関に入院して治療をうける必要がある者
- (2) 伝染病疾患を有し、他に伝染させるおそれがある者
- (3) 他に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者

(緊急時・事故発生時における対応方法)

第12条 管理者は、利用者等の容態が急変、その他緊急事態や事故が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、主治医、関係医療機関、担当ケアマネジャーに連絡し、適切な処置を行う。

(非常災害の対策)

第13条 管理者は、非常災害の対策として、防火管理規定に掲げる事項を行わなければならぬ。

- (1) 消火器、消火栓等の消火設備、非常口等の避難の設備、非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しておくこと。
- (2) 常に所轄消防機関との連携を密にし、避難、救出及び消火に関する訓練を年3回以上

実施すること。

- (3) 管理者は、風水雪害等天災事変の場合、利用者の安全を期するため本所を閉鎖することができる。この場合電話等で利用者各人にその旨連絡し、苦情がないよう対応する。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のための措置を講じるものとする。
- 5 本事業は、自然災害の発生や感染症びまんの対策とし、業務を継続的に行うことができるよう、業務継続計画の策定を行う。
- 6 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が定める。

(附 則)

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

サービス利用料金

(1) 介護予防通所型介護

ア. 基本サービス（月額） (単価 10.45 円)

内 容	要支援1	要支援2
単位	1,798	3,621
サービス利用料金	18,789 円	37,839 円
利用者負担金	1,879 円	3,784 円
食費	500 円（1 食）	

イ. 各種加算（月額）

加算項目	生活機能向上グループ活動加算	栄養改善	口腔機能向上	サービス提供体制強化加算 (I) 要支援1	サービス提供体制強化加算 (I) 要支援2
単位	100	200	150	88	176
サービス利用料金	1,045 円	2,090 円	1,567 円	919 円	1,839 円
利用者負担金	105 円	209 円	157 円	92 円	184 円

※介護保険負担割合によって 1 割負担、2 割、3 割負担となります。

- ・介護職員処遇改善加算（I）＝所定単位（1 月にかかる介護保険総単位）×59/1000
 - ・特定処遇改善加算（I）＝所定単位（1 月にかかる介護保険総単位）×12×/1000
 - ・介護職員等ベースアップ等支援加算＝所定単位（1 月にかかる介護保険総単位）11×1000
- ※介護職員処遇改善加算+ベースアップ支援加算が加 算されます。

(2) 生活支援型通所サービス

ア. 基本サービス（月額） (単価 10.45 円)

内 容	要支援1	要支援2
単位	1,446	2,911
サービス利用料金	15,110 円	30,420 円
利用者負担金	1,511 円	3,042 円
食費	500 円（1 食）	

※介護保険負担割合によって 1 割負担、2 割、3 割負担となります。

- ・介護職員処遇改善加算（I）＝所定単位（1 月にかかる介護保険総単位）×59/1000
 - ・介護職員等ベースアップ等支援加算＝所定単位（1 月にかかる介護保険総単位）11×1000
- ※介護職員処遇改善加算+ベースアップ支援加算が加 算されます。

光薫寺ビハーラデイサービスセンター介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉光薫福祉会（以下、本会）が開設する指定通所介護事業所及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業は、老人福祉法第5条の2に規定する厚生労働省令で定める施設（特別養護老人ホーム等）又は同法第20条の2の規定に基づく老人福祉施設として、在宅老人の通所による各種のサービスを提供し、老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、前条の目的を達成するために、要介護者又は要支援者（以下、利用者）が、入浴及び食事の提供その他の日常生活の世話や機能訓練を受け、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 光薫寺ビハーラデイサービスセンター
- (2) 所在地 福岡市東区蒲田5-7-1

(職 員)

第4条 光薫寺ビハーラデイサービスセンター（以下、本所）に勤務する職員職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 2名以上
- (3) 看護職員 2名以上
- (4) 介護職員 6名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

(職員の職務の内容)

第5条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、本会の生活相談員その他の従事者の管理、本事業の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用申込みに係る調整、介護職員等に対する技術指導、日課計画書の作成等を行う。
- (3) 看護職員は、利用者の保健衛生に留意し健康管理を行う。
- (4) 介護職員は、利用者への介護を含むサービスの実践に努める。
- (5) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じた機能訓練や生活機能向上を目的とした訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年1月1日までを除く。

- (2) 営業時間は、8時30分から19時30分とする。
- (3) サービス時間は、9時30分から18時40分までとする。

(利用定員)

第7条 本所の利用定員は次のとおりとする。

生活支援型通所サービス 5名

(サービスの内容)

第8条 本所のサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 基本事業 ア 生活介護 イ 日常動作訓練 ウ 養護
エ 家族介護者教室 オ 健康チェック カ 送迎
キ 個別機能訓練 ク 栄養マネジメント ケ 口腔機能向上
- (2) 通所事業 ア 入浴サービス イ 給食サービス
- (3) サービス提供の場所：光薰寺ビハーラ1階部分

(利用料金等)

第9条 本所の利用料の額は次のとおりとする。(別表)

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その費用の1割、もしくは2割とする
- (2) 食費 500円
- (3) その他レクリエーション、工作等必要なもの(実費)
- (4) 自費利用 4,500円(1日) 入浴 500円(1回)

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施範囲は、粕屋郡広域連合区域。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 管理者は、サービス利用にあたって次の各号に該当する利用者に対し、施設利用を一時停止させることができる。

- (1) 疾病等により、医療機関に入院して治療をうける必要がある者
- (2) 伝染病疾患を有し、他に伝染させるおそれがある者
- (3) 他に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者

(緊急時・事故発生時における対応方法)

第12条 管理者は、利用者等の容態が急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行なうとともに、主治医、関係医療機関に連絡し、適切な処置を行う。

(非常災害の対策)

第13条 管理者は、非常災害の対策として、防火管理規定に掲げる事項を行わなければならぬ。

- (1) 消火器、消火栓等の消防設備、非常口等の避難の設備、非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しておくこと。
- (2) 常に所轄消防機関との連携を密にし、避難、救出及び消火に関する訓練を年3回以上実施すること。

(3) 管理者は、風水雪害等天災事変の場合、利用者の安全を期するため本所を閉鎖することができる。この場合電話等で利用者各人にその旨連絡し、苦情がないよう対応する。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のための措置を講じるものとする。
- 5 本事業は、自然災害の発生や感染症びまんの対策とし、業務を継続的に行うことができるよう、業務継続計画の策定を行う。
- 6 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が定める。

(附 則)

- この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

サービス利用料金

(1) 介護予防通所型介護

ア. 基本サービス（月額） (単価 10.00 円)

内 容	要支援1	要支援2
単位	1,798	3,621
サービス利用料金	17,980 円	36,210 円
利用者負担金	1,798 円	3,621 円
食費	500 円 (1 食)	

イ. 各種加算（月額）

加算項目	生活機能向上グループ活動加算	栄養改善	口腔機能向上	サービス提供体制強化加算 (I) 要支援1	サービス提供体制強化加算 (I) 要支援2
単位	100	200	150	88	176
サービス利用	1,000 円	2,000 円	1,500 円	880 円	1,760 円
利用者負担金	100 円	200 円	150 円	88 円	176 円

※介護保険負担割合によって 1 割負担、2 割、3 割負担となります。

- ・介護職員処遇改善加算 (I) = 所定単位 (1 月にかかる介護保険総単位) × 59/1000
 - ・特定処遇改善加算 (I) = 所定単位 (1 月にかかる介護保険総単位) × 12 × /1000
 - ・介護職員等ベースアップ等支援加算 = 所定単位 (1 月にかかる介護保険総単位) 11 × 1000
- ※介護職員処遇改善加算 + ベースアップ支援加算が加 算されます。

(2) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

ア. 基本サービス（月額）

（単価 10.00 円）

内 容	利用単位
単位	1,159 単位
サービス利用料金	11,590 円
利用者負担金（1割）	1,159 円
食費(保険外)	500 円（1食）
入浴費（保険外）	500 円（1回）

※加算・減算はありません。

光薫寺ビハーラデイサービスセンター介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉光薫福祉会（以下、本会）が開設する指定通所介護事業所及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業は、老人福祉法第5条の2に規定する厚生労働省令で定める施設（特別養護老人ホーム等）又は同法第20条の2の規定に基づく老人福祉施設として、在宅老人の通所による各種のサービスを提供し、老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、前条の目的を達成するために、要介護者又は要支援者（以下、利用者）が、入浴及び食事の提供その他の日常生活の世話や機能訓練を受け、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 光薫寺ビハーラデイサービスセンター
- (2) 所在地 福岡市東区蒲田5-7-1

(職 員)

第4条 光薫寺ビハーラデイサービスセンター（以下、本所）に勤務する職員職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 2名以上
- (3) 看護職員 1名以上
- (4) 介護職員 6名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

(職員の職務の内容)

第5条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、本会の生活相談員その他の従事者の管理、本事業の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用申込みに係る調整、介護職員等に対する技術指導、日課計画書の作成等を行う。
- (3) 看護職員は、利用者の保健衛生に留意し健康管理を行う。
- (4) 介護職員は、利用者への介護を含むサービスの実践に努める。
- (5) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じた機能訓練や生活機能向上を目的とした訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年1月1日までを除く。

- (2) 営業時間は、8時30分から19時30分とする。
- (3) サービス時間は、9時30分から18時40分までとする。

(利用定員)

第7条 本所の利用定員は次のとおりとする。

生活支援型通所サービス 5名

(サービスの内容)

第8条 本所のサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 基本事業 ア 生活介護 イ 日常動作訓練 ウ 養護
エ 家族介護者教室 オ 健康チェック カ 送迎
キ 個別機能訓練 ク 栄養マネジメント ケ 口腔機能向上
- (2) 通所事業 ア 入浴サービス イ 給食サービス
- (3) サービス提供の場所：光薰寺ビハーラ1階部分

(利用料金等)

第9条 本所の利用料の額は次のとおりとする。(別表)

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その費用の1割、もしくは2割とする。
- (2) 食費 500円
- (3) その他レクリエーション、工作等必要なもの(実費)
- (4) 自費利用 4,500円(1日) 入浴 500円(1回)

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施範囲は、粕屋郡粕屋町。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 管理者は、サービス利用にあたって次の各号に該当する利用者に対し、施設利用を一時停止させることができる。

- (1) 疾病等により、医療機関に入院して治療をうける必要がある者
- (2) 伝染病疾患を有し、他に伝染させるおそれがある者
- (3) 他に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者

(緊急時・事故発生時における対応方法)

第12条 管理者は、利用者等の容態が急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行なうとともに、主治医、関係医療機関に連絡し、適切な処置を行う。

(非常災害の対策)

第13条 管理者は、非常災害の対策として、防火管理規定に掲げる事項を行わなければならぬ。

- (1) 消火器、消火栓等の消防設備、非常口等の避難の設備、非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しておくこと。
- (2) 常に所轄消防機関との連携を密にし、避難、救出及び消火に関する訓練を年3回以上実施すること。

(3) 管理者は、風水雪害等天災事変の場合、利用者の安全を期するため本所を閉鎖することができる。この場合電話等で利用者各人にその旨連絡し、苦情がないよう対応する。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のための措置を講じるものとする。
- 5 本事業は、自然災害の発生や感染症びまんの対策とし、業務を継続的に行うことができるよう、業務継続計画の策定を行う。
- 6 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が定める。

(附 則)

- この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

サービス利用料金

(1) 介護予防通所介護

ア. 基本サービス（月額） (単価 10.27 円)

内 容	要支援1	要支援2
単位	1,798	3,621
サービス利用料金	18,465 円	37,180 円
利用者負担金	1,847 円	3,719 円
食費	500 円（1 食）	

イ. 各種加算（月額）

加算項目	生活機能向上グループ活動加算	栄養改善	口腔機能向上	サービス提供体制強化加算 (I) 要支援1	サービス提供体制強化加算 (I) 要支援2
単位	100	200	150	88	176
サービス利用	1,027 円	2,054 円	1,540 円	903 円	1,807 円
利用者負担金	103 円	206 円	154 円	92 円	181 円

※介護保険負担割合によって1割負担、2割、3割負担となります。

- ・介護職員処遇改善加算（I）=所定単位（1月にかかる介護保険総単位）×59/1000
 - ・介護職員等ベースアップ等支援加算=所定単位（1月にかかる介護保険総単位）11×1000
- ※介護職員処遇改善加算+ベースアップ支援加算が加算されます。

(2) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

ア. 基本サービス（月額）

(単価 10.27 円)

内 容	利用単位
単位	1,170 単位
サービス利用料金	12,015 円
利用者負担金（1割）	1,202 円
食費(保険外)	450 円（1食）
入浴費（保険外）	500 円（1回）

※加算・減算はありません。

光薫寺ビハーラデイサービスセンター介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉光薫福祉会（以下、本会）が開設する指定通所介護事業所及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業は、老人福祉法第5条の2に規定する厚生労働省令で定める施設（特別養護老人ホーム等）又は同法第20条の2の規定に基づく老人福祉施設として、在宅老人の通所による各種のサービスを提供し、老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、前条の目的を達成するために、要介護者又は要支援者（以下、利用者）が、入浴及び食事の提供その他の日常生活の世話や機能訓練を受け、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 光薫寺ビハーラデイサービスセンター
- (2) 所在地 福岡市東区蒲田5-7-1

(職 員)

第4条 光薫寺ビハーラデイサービスセンター（以下、本所）に勤務する職員職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 2名以上
- (3) 看護職員 2名以上
- (4) 介護職員 6名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

(職員の職務の内容)

第5条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、本会の生活相談員その他の従事者の管理、本事業の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用申込みに係る調整、介護職員等に対する技術指導、日課計画書の作成等を行う。
- (3) 看護職員は、利用者の保健衛生に留意し健康管理を行う。
- (4) 介護職員は、利用者への介護を含むサービスの実践に努める。
- (5) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じた機能訓練や生活機能向上を目的とした訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年1月1日までを除く。

- (2) 営業時間は、8時30分から19時30分とする。
- (3) サービス時間は、9時30分から18時40分までとする。

(利用定員)

第7条 本所の利用定員は次のとおりとする。

生活支援型通所サービス 5名

(サービスの内容)

第8条 本所のサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 基本事業 ア 生活介護 イ 日常動作訓練 ウ 養護
エ 家族介護者教室 オ 健康チェック カ 送迎
キ 個別機能訓練 ク 栄養マネジメント ケ 口腔機能向上
- (2) 通所事業 ア 入浴サービス イ 給食サービス
- (3) サービス提供の場所：光薰寺ビハーラ1階部分

(利用料金等)

第9条 本所の利用料の額は次のとおりとする。(別表)

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その費用の1割、もしくは2割とする
- (2) 食費 500円
- (3) その他レクリエーション、工作等必要なもの(実費)
- (4) 自費利用 4,500円(1日) 入浴 500円(1回)

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施範囲は、住所地特例もしくは、東区在住の方。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第11条 管理者は、サービス利用にあたって次の各号に該当する利用者に対し、施設利用を一時停止させることができる。
- (1) 疾病等により、医療機関に入院して治療をうける必要がある者
 - (2) 伝染病疾患を有し、他に伝染させるおそれがある者
 - (3) 他に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者

(緊急時・事故発生時における対応方法)

第12条 管理者は、利用者等の容態が急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行なうとともに、主治医、関係医療機関に連絡し、適切な処置を行う。

(非常災害の対策)

第13条 管理者は、非常災害の対策として、防火管理規定に掲げる事項を行わなければならぬ。

- (1) 消火器、消火栓等の消防設備、非常口等の避難の設備、非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しておくこと。
- (2) 常に所轄消防機関との連携を密にし、避難、救出及び消火に関する訓練を年3回以上実施すること。

(3) 管理者は、風水雪害等天災事変の場合、利用者の安全を期するため本所を閉鎖することができる。この場合電話等で利用者各人にその旨連絡し、苦情がないよう対応する。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のための措置を講じるものとする。
- 5 本事業は、自然災害の発生や感染症びまんの対策とし、業務を継続的に行うことができるよう、業務継続計画の策定を行う。
- 6 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が定める。

(附 則)

- この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。